

財務省第5入札等監視委員会

令和6事務年度 第3回定例会議 審議概要

開催日及び場所		令和7年4月10日 東京港湾合同庁舎6階 特別会議室2	
委員		委員長 藤重由美子 (東京八丁堀法律事務所・弁護士) 委員 尾形祥 (早稲田大学・教授) 委員 鈴木昌治 (鈴木昌治公認会計士事務所・公認会計士)	
審議対象期間		令和6年10月1日(火)～令和6年12月31日(火)	
抽出事案		4件	(備考)
1	一般競争入札 (物品役務等)	1件	契約件名: 豪州から本邦への活犬運搬契約 一式 契約相手方: インターナショナルエクスプレス株式会社 (法人番号8010401003337) 契約金額: 1,970,000円 契約締結日: 令和6年12月16日 担当部局: 東京税関
2	一般競争入札 (物品役務等)	1件	契約件名: 令和6年度第2回社屋状況等調査業務委託 一式 契約相手方: 株式会社マーケティング・コア (法人番号4011001021880) 契約金額: 2,530,000円 契約締結日: 令和6年11月11日 担当部局: 横浜税関
3	一般競争入札 (物品役務等)	1件	契約件名: 旅券照合ツールのプログラム変更 一式 契約相手方: 株式会社セック (法人番号1010901026918) 契約金額: 14,850,000円 契約締結日: 令和6年12月19日 担当部局: 東京税関
4	一般競争入札 (公共工事)	1件	契約件名: 横浜税関神之池宿舎居室内給水管新設工事 一式 契約相手方: 国際ビルサービス株式会社 (法人番号8020001020203) 契約金額: 5,390,000円 契約締結日: 令和6年11月29日 担当部局: 横浜税関
応札(応募)業者数1者関連		4件	契約件名: 豪州から本邦への活犬運搬契約 一式 契約件名: 令和6年度第2回社屋状況等調査業務委託 一式 契約件名: 旅券照合ツールのプログラム変更 一式 契約件名: 横浜税関神之池宿舎居室内給水管新設工事 一式
委員からの意見・質問、それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名：豪州から本邦への活犬運搬契約 一式 契約相手方：インターナショナルエクスプレス株式会社 (法人番号8010401003337)</p> <p>契約金額：1,970,000円 契約締結日：令和6年12月16日 担当部局：東京税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>東京税関は、豪州内務省と日本国税関当局の間ににおいて締結された麻薬探知犬に係る調達の覚書に基づき、豪州から麻薬探知犬の候補犬を調達しています。本業務は、豪州で集荷した成犬を法定の手続きを経て本邦まで空路輸送し、輸入許可後に東京税関に引渡すものとなります。</p>
<p>1 者応札となった要因</p>	<p>本件入札の参加資格については、原則「役務の提供等」で「D」等級の格付けを要しますが、運送事業者、動物輸送業者、ペット販売事業者に市場価格調査を行った結果及び過去の調達実績から、原則等級及び1級上位の等級に格付けされた者の参加が見込まれないことから、全等級を参加させました。</p> <p>令和6年5月から6月にかけて豪州から本邦への活犬運搬に係る業務の入札を実施し、2者の参加があったことから、本件入札においても過去入札に参加した複数者に声掛けを行い、複数者の参加を見込んでおりましたが、入札公告後、入札を検討していた2者のうち1者が、仕様書の内容（原則、東京税関が指定する日に輸入）を履行する保証ができないとの理由から入札辞退となり、結果として、1者応札となりました。</p>
<p>《委員からの質問・意見》</p> <p>本契約において、調達の対象となる活犬が輸送中に何らかの理由で死亡した場合、その責任は誰が負うことになるのでしょうか。</p> <p>豪州税関において育成された多くの犬の中から、購入する活犬はどのように選定するのでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>現地にて引き渡された時点では所有権は輸入者に移転することとなりますので、当該活犬が輸送中に死亡した場合、その責任を少なくとも輸出者に問うことはできないと考えます。</p> <p>東京税関麻薬探知犬訓練センター室の職員が現地に赴き、選定しております。</p>

意見・質問	回答
<p>仕様書の「6. 特記事項」に「輸送にあっては動物愛護の観点から細心の注意が求められることから、集荷先から本件貨物を引き取った後から直行便搭載までの間における本件貨物の取り扱いについて、輸出者から指示があった場合はこれに従うものとする。」と記載がありますが、この記載内容では「動物愛護の観点」を輸入者へは求めていないように取られる可能性がありますが、いかがでしょうか。</p>	<p>当該記載は、動物愛護についてより厳格な規制を定めているオーストラリアからの輸入ということで、応札者への理解・認識を求めるものであり、決して輸入者側に動物愛護の観点を求めるものではありませんが、今後、誤解を招かないよう仕様書の記載振りを検討させていただきます。</p>
<p>【事案2】</p> <p>契約件名：令和6年度第2回社屋状況等調査業務委託一式</p> <p>契約相手方：株式会社マーケティング・コア (法人番号4011001021880)</p> <p>契約金額：2,530,000円</p> <p>契約締結日：令和6年11月11日</p> <p>担当部局：横浜税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>横浜税関へ輸出入申告又は横浜税関の管轄内に所在する輸出入者の社屋状況に係る調査業務を外部委託したものです。</p>
<p>1者応札となった要因</p>	<p>1者応札の要因としては、例年入札に参加していた者にヒアリングを行ったところ、落札できない状況が続いているため参加しないと回答があったことから、落札金額が低い状況が続いているため1者応札になったと思われます。</p>
<p>低落札率となった要因</p>	<p>一般競争入札による競争性と落札者による企業努力が働いたものと思われます。</p>
<p>《委員からの質問・意見》</p> <p>秘密の保持及び個人情報に関する取扱いについて、契約書と仕様書で記載ぶりを統一したほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>次回以降の契約において、契約書と仕様書の記載ぶりを統一します。</p>
<p>本契約において落札業者は再委託を行っていますか。</p> <p>検査確認で成果物の内容に不備がある場合はどのような対応になりますでしょうか。</p>	<p>再委託は行っていません。</p> <p>成果物の内容に不備がある場合は、契約書と仕様書に記載のとおり落札者に再調査をしてもらうこ</p>

意見・質問	回答
<p>また、検査確認はいつまでに実施するのでしょうか。</p> <p>落札金額が低いですが、品質に問題はないのでしょうか。</p>	<p>とになります。</p> <p>また、成果物の検査確認については、契約書に記載のとおり、報告を受けた日から10日以内に実施しています。</p>
<p>【事案3】</p> <p>契約件名：旅券照合ツールのプログラム変更 一式</p> <p>契約相手方：株式会社セック (法人番号1010901026918)</p> <p>契約金額：14,850,000円</p> <p>契約締結日：令和6年12月19日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	<p>落札者は落札実績が複数回ある者でノウハウが蓄積されており、今までの契約においても問題なく成果物を納品しているため、品質に問題ないと考えています。</p>
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>旅券照合ツールとは、税関用旅券自動読取装置と接続し、税関における航空機等の旅客（乗務員を含む）に対する旅具検査業務を支援するためのツールのことです。</p> <p>本案件は、全国の税関空港における税関検査場においてパスポートリーダや二次元コード読取機で旅券、若しくは二次元コードを読み取った際、身分事項情報画面へ「携帯品申告内容」が表示されるよう、同ツールのプログラム変更を実施するものです。併せて、税関に配備されている端末の更新が実施されることから、更新後の環境に対応するようプログラム変更を実施するものです。</p> <p>過去にも毎年類似の調達を実施しており、令和4年度までは複数応札となっていましたが、令和5年度以降は1者応札となっています。</p> <p>他社が応札しなかった理由は不明ではあります が、過去の入札価格を見る限り落札者である㈱セックの入札価格と大差があったことから断念したか、或いは他の業務の履行状況との兼合いから応札しなかったのではないかと思料されます。</p> <p>また、今回参考見積を徴している者が応札しなかった理由について確認したところ、現在抱えてい</p>

意見・質問	回答
<p>高落札率（98.5%）となった要因</p> <p>携帯品申告情報画面の変更について、具体的にどのように変更されたのか教えてください。</p> <p>携帯品申告情報画面の変更とOS変更に伴う非互換機能の改修とありますが、どちらが本契約において主となる改修となるのでしょうか</p> <p>情報セキュリティに関し、仕様書では情報管理責任者、契約書では情報取り扱い責任者と記載があり、統一されておりません。各々役割が別であれば、各役割をもっと明確にした方がよいかと思いますが、いかがでしょうか。また同じ役割ということであれば、応札者に混乱を招く恐れもありますので、記載を統一されてはいかがでしょうか。</p> <p>一般的に、ある社が作成したプログラムを他社が改修するということは難しいのでしょうか。</p>	<p>る別案件の状況及び他社が設計したシステムに手を加えるリスクなどから、応札は難しいと判断したことです。</p> <p>調査した市場価格を基に適切に積算した金額を予定価格に反映させたことから、高落札率になったと思料されます。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>検査官が携帯品申告情報を瞬時に確認できるように、レイアウト変更しております。</p> <p>携帯品申告情報画面の変更が主となる改修になります。</p>
<p>【事案4】</p> <p>契約件名：横浜税関神之池宿舎居室内給水管新設工事 一式</p> <p>契約相手方：国際ビルサービス株式会社 (法人番号8020001020203)</p> <p>契約金額：5,390,000円</p> <p>契約締結日：令和6年11月29日</p> <p>担当部局：横浜税關</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。今後の仕様書等作成にあたり、検討させていただきます。</p> <p>他社が構築したシステムのプログラムを改修することは、リスクはあると思います。しかし、本件はシステム開発者以外の者が落札し、プログラム改修も適切に実施していただきましたので、入札を実施し、広く応札者を求めるることは意義のあるものであると思います。</p> <p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>神之池宿舎は、建築から44年経過した宿舎となり</p>

意見・質問	回答
	<p>ますが、給水管に硬質塩化ビニルライニング鋼管が使用されているため、水道開栓直後に錆水が出ることがあります。錆水を大量に摂取した場合は居住者の健康を害する可能性があること、また、蛇口や給湯器に錆が付着し故障する可能性があるため、ポリ塩化ビニル管を新たに敷設するものです。</p>
<p>1者応札となった要因</p>	<p>本件は、居住者が在室していないと工事を行うことができないことから工期の設定が難しいこと、また、発注時期が繁忙期と重なったため、一者応札となったと思料されます。</p>
<p>高落札率（98.9%）となった要因</p>	<p>1回目の開札で応札価格が予定価格を下回ることができず、再度入札を行った結果、高落札となったものです。</p> <p>また、特定の期間に集中して工事を行うことができないことから、労務費及び諸経費が割高になり、入札金額を下げられなかつたことも要因の一つと思料されます。</p>
<p>《委員からの質問・意見》</p> <p>居住者が在室していないと工事を行うことができないとのことです、管理人立会のもと、工事を行うことはできないのですか。</p>	<p>本宿舎には管理人が在籍していないため、居住者の立会が必須となります。</p>
	<p>本件は年度の後半で契約されたため、繁忙期と重なり1者応札になったとのことですが、契約時期が早ければ複数者の参加が見込めたのでしょうか。</p> <p>工期及び費用の圧縮が見込むことができ、今後のメンテナンスにおいても効率的であるため、露出配管にて敷設しました。</p>